

2021年11月16日

日 本 銀 行

「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」の一部改正について

日本銀行は、本日の政策委員会・通常会合において、制度の適切な運営を確保する観点から、「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」（令和2年12月25日決定）を別紙のとおり一部改正することとしましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

金融機構局 服部・兒玉（03-3279-1111）

「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」中一部改正

○ 4. (3) を横線のとおり改める。

(3) (2) に定める対象先ごとの上限金額は、平成31年度の応当する積み期間における対象先の当座預金の平均残高から当該対象先の法定準備預金額を控除した金額（零を下回る場合を除く。）に、次のイ. またはロ. のいずれか大きい小さい方の比率を乗じた金額とする。

イ. ~~本行が別に定める積み期間における対象先の当座預金の平均残高から当該対象先の法定準備預金額を控除した金額（零を下回る場合を除く。）に、~~
本行が別に定めるところにより 平成31年4月積み期間以後の当座預金の残高全体の動向を勘案して決定する比率を乗じた金額

ロ. ~~対象先の「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日付政委第9号別紙1.）4. (2) に定める金額および同基本要領4. (3) に定める金額の合計額平成29年4月積み期間から令和2年3月積み期間までの当座預金の残高全体の動向を勘案して本行が別に定める比率~~

(附則)

1. この一部改正は、本日から実施し、令和3年11月16日を起算日とする積み期間を対象とする特別付利から適用することとする。
2. この一部改正の実施日において特別付利の対象である対象先にあつては、この一部改正後の当該対象先の特別付利対象金額の上限が令和3年10月16日を起算日とする積み期間における当該対象先の特別付利対象金額より小さい場合には、令和3年11月16日を起算日とする積み期間から令和4年3月16日を起算日とする積み期間までにおける当該対象先の上限金額を、令和3年10月16日を起算日とする積み期間における当該対象先の特別付利対象金額とする。